

平成 28 年（行ウ）第 229 号  
 怠る事実の違法確認等請求事件（住民訴訟）  
 原告 光 城 敏 雄 外4名  
 被告 大 東 市 長

平成 29 年 9 月 11 日

### 準備書面（4）

大阪地方裁判所 第 2 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士 俵

正



(主任) 弁 護 士 寺 内

則



頭書事件について、被告は、原告準備書面（3）に対する反論について、以下のとおり弁論を準備する。

#### 記

第 1 東坂浩一，西辻勝弘，田中祥生，野口光浩の注意義務について

1 東坂浩一市長，西辻勝弘副市長，田中祥生総務部長及び野口光浩総務部総括次長兼契約課長の各職務権限について

- (1) 大東市では、職員の事務に関し、「大東市事務分掌条例」（乙 5）第 3 条に基づき、地方自治法（以下、法）の定める市長の権限に属する事務を分掌させるため「大東市事務分掌条例施行規則」（乙 6）を各々定めているところ、普通地方公共団体の副市町村長は、長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督する（法 167 条 1 項）が、予算

執行権は長に専属し（法149条2号）、現金の出納保管等の会計事務は会計管理者の権限とされている（法170条1項及び同条2項）のであるから、副市長村長は、予算執行に関する事務や会計事務を行う権限を有しない。また、大東市事務決裁規程（乙7）では、副市長限りで専決できる事項は、同規程第7条の別表第1及び別表第2に規定されたものに限定されている（特に財務に関する事項の工事の入札執行、契約では1件3000万円未満）。また、部長及び課長も各々上司の命を受け所管事項を掌理し、所属職員を指揮監督し、総括次長は部長を補佐することになっているが（乙6の第4条1項3号及び6号）、前記決裁規程（乙7）では、部長、課長限りで専決できるのは、同規程第8条により別表第1及び別表第2に規定されたものに限られ（特に財務に関する事項の工事の入札執行、契約では部長は1件1000万円未満、課長は100万円未満となっている）、総括次長には専決事項はない。

このように、西辻副市長、田中総務部長、野口総務部総括次長兼契約課長は、いずれも本件工事契約の締結に関する専決権限者ではなく、その所管事項も上司の命を受け処理しており、原告が主張するような談合を容認する結果となる決裁を行った事実は存しない。なお、本件工事契約の仮契約、本件工事の変更契約はいずれも市長の決裁を要するものであり、副市長、部長、課長の稟議過程における押印はあくまで市長決裁を得るに当たっての専ら確認的意味を有するに過ぎない。

- (2) 原告らは、田中部長や野口課長において、本件入札に関して、①事後審査型制限付一般競争入札制度を用いたこと、②入札のやり直し措置を講じず本件契約を進めたこと、③契約金の支払いについて、適切な措置をとらなかったこと、の過失があると主張するが、そもそも、①の点についていえば、乙16の「本制度」の対象案件の要件を充足していること、②の点も不正でない入札のやり直し措置を講ずる権限がないこと（乙7の「総務部契約課に関する事項」参照）、③の契約金の支払いの権限がないこと、からすれば失当であると言わなければならない。
- 2 なお付言するに、原告らは、①「本制度」について、大東市外の業者が入札に参加しにくい制度で談合が行われやすい状態であった、②落札率90%以上の高値落札や市民会館2階ホール増築他工事入札は談合が継続的に行われていることを推認させるものである、③本件工事は本制度を見直して、一般競争入札による

べきであった、④本件入札はJVのみの入札で落札率88.5%は高値で談合が行われたと判断し、入札のやり直し措置をとったり、工事代金を支出しなくて済む適切な措置をとったりすべきであったと主張するが、いずれも確たる証拠もなく合理的な根拠を欠く揣摩憶測に基づくもの以外の何物でもない。

- 3 また、原告らは、上記のように市長らは本件入札は談合によるものと判断して本件建設工事請負契約（甲1の添付証拠書類参照）による高額の工事代金を支払わないよう適切な措置をとるべきであった旨主張する。しかし、同主張は支出命令あるいは支出行為という財務会計行為の違法を主張するものか判然としないが、仮にそうであるとしても、原告らの住民監査請求（甲1）では、支出命令、支出行為の違法について、全く主張しておらず、監査請求前置の要件を欠く不適當な主張である。

以上